

令和4年度第2回 旭川市廃棄物処分場環境対策協議会 会議録

日 時	令和4年8月22日(月) 15:30 ~ 15:55
場 所	旭川市近文清掃工場 大会議室
出 席 者	<p>旭川市廃棄物処分場環境対策協議会</p> <p>委員9人(定数11人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・松藤敏彦 ・小寺史浩 ・吉田英樹 ・土田孝夫 ・有木祥次 ・林上紀子 ・末山 恵 ・津田一正 ・伊藤正司 <p>事務局7人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・尾藤廃棄物処理課長 ・齋藤旭川市廃棄物処分場所長 ・菅原旭川市近文清掃工場長 ・藤旭川市廃棄物処分場主査 ・増田同主査 ・工藤同主任 ・後藤同主任
公開・非公開	公開
傍聴者数	なし
報道機関	なし
調査検討事項及び資料等	<ol style="list-style-type: none"> 1 廃棄物処分場の現況及び水処理工程について (資料6, 7) 2 令和3年度環境調査の結果について (資料2, 2-1, 2-2, 8) 3 環境調査における河川水の測定について (資料3) 4 監視機関委員の視察について (資料5) 5 その他

議事内容	発言者	発言の要旨
開会	事務局	ただ今から、令和4年度第2回旭川市廃棄物処分場環境対策協議会会議を開催する。 本日の調査検討事項は 1 廃棄物処分場の現況及び水処理工程について 2 令和3年度環境調査の結果について 3 環境調査における河川水の測定について 4 監視機関委員の視察について 5 その他 となっている。それでは、会長に議事の進行をお願いする。
定足数確認	会長	本日の出席委員は(11人中)9人で定足数に達しているので議事に入る。
前回会議録確認	会長	事前に送付している前回の会議録について、異議等はあるか (異議等なし)
	会長	前回会議録は承認された。
調査検討事項1 ～処分場の現況及び水処理工程	会長	調査検討事項1 処分場の現況及び水処理工程について、事務局から説明願う。
	事務局	(処分場の埋立状況等 : 資料6により説明) (処分場の水処理工程 : 資料7により説明)
	会長	膜分離処理設備は稼働中であるか。
	事務局	稼働中である。以前膜分離処理でも凝集剤として塩化第2鉄を使用していたが、膜ユニットのフレーム等の腐食があり、その交換費用等がかさんだため、現在、この処理では凝集剤を使用していない。
	委員1	凝集沈殿で使用している凝集剤は何か。
	事務局	塩化第2鉄である。
	委員1	膜処理でフレーム腐食のため塩化第2鉄の使用をやめたとのことだが、パック(ポリ塩化アルミニウム)を使用してはどうか。
	事務局	検討した経過はあるが、膜処理においては、凝集剤の有無で効果にそれほど差はなかったため、凝集剤は使用していない。
	会長	あと質問等はないか。 (質問等なし)
	会長	それでは次に進む。
調査検討事項2 ～令和3年度環境調査の結果について	会長	調査検討事項2 令和3年度環境調査の結果について、事務局から説明願う。
	事務局	(主に資料8、ほか資料2、2-1、2-2により説明)
	会長	資料の見方は先ほど中園監視委員会で説明した内容とほぼ同じであるが、1点補足する。 資料8 p10 の下の図についてだが、上段のグラフに赤い線と緑の線、下段のグラフに赤い線がある。緑の線が法律で定められた基準値で、赤い線は処分場で定めている自主基準値である。 上段(BODとSS)について、いずれも緑の線であればほぼ問題はないのだが、低い自主基準値(赤い線)を設定しているために、それをクリアできない状態になっている。 下段(CODと窒素)については、河川に放流する場合、法定基準がない。しかし自主基準値を設けているために、基準値を超えている状態(水処理が必要な状態)となっている。

		<p>先ほど説明があった高度な水処理が必要な理由は、このような自主基準値を設けているためである。</p> <p>中園処分場の自主基準値は3年前に撤廃して法定基準値としている。現処分場でもそのようにできれば、窒素処理や膜処理の縮減など、水処理費用を軽減することができ、大きな効果が期待できる。</p> <p>中園での取組から3年が経過している今、現処分場においても議論を始めるいい頃合いではないかと感じている。事務局には必要な資料の作成等準備をお願いしたい。</p> <p>ちなみに現処分場の供用期間は延長になっているが、いつまでか。</p>
	事務局	当初は平成30年度までの予定であったが、令和11年度までに延長となっている。
	会長	水処理費用は年間で数千万円の負担。今後の費用負担を考えると、できるだけ早く議論を始めるべきと考える。
	副会長 (監視委員会)	資料の文言について一点、資料8 p12のグラフタイトルが「地中温度の…」となっているが、「地中温度」では周辺地下水温度等と混同される可能性もあるため、誤解を招かないよう「埋立地内温度」と表記すべき。
	事務局	今後は、そのように表記する。
	会長	<p>資料の内容修正について、まず中園処分場の関係ではあるが、資料2-2のp15(3)河川水調査「■調査結果」中、「pHが高い値を示した原因として、植物性プランクトンの光合成により一時的に高くなったものと考えられます。」とあるが、富栄養化の状態であれば別だが、本調査における理由としては、妥当性を欠いている。</p> <p>次にp8、現処分場の関係で、(3)河川水調査「■調査結果」中、「DOが環境基準値を超過した原因として、上流より水温が高く酸素が溶けにくい…(以下略)」及び後段の「貧酸素状態に…(以下略)」との説明だが、これも理由として妥当性を欠いていると考える。</p> <p>この資料はホームページ等でも公表するものなので、当該部分の見直し・修正することを了承願う。</p> <p>※(事務局追記： HP掲載等の公表資料は全て修正後のものとなります。)</p>
		(異議、質問意見等なし)
	会長	では、調査検討事項2は以上で、次に進む。
調査検討事項3及び4	会長	調査検討事項3「環境調査における河川水の測定について」及び調査検討事項4「監視機関委員の視察について」これは先ほどの中園廃棄物最終処分場監視委員会会議と同じ内容か。
～河川水測定、委員視察	事務局	この2項目については、中園廃棄物最終処分場監視委員会での審議結果に同じとさせていただきたい。
		(異議、質問意見等なし)
	会長	では、次に進む。
調査検討事項5	会長	調査検討事項5 その他 ということで、何かあるか。
～その他		(事務局及び各委員から発言なし)
	会長	調査検討事項5は終了。 以上を以て本日の調査検討事項は全て終了とする。
閉会	事務局	以上をもって、令和4年度第2回旭川市廃棄物処分場環境対策協議会を終了する。